

道路河川愛護活動に 報償金を交付

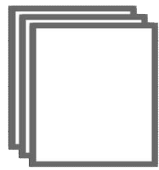
行政区が取り組む市道及び市が管理する河川、水路などの愛護活動
に対して報償金を交付しております。

▶報償金の額 10万円を限度

■ 申請方法

活動 3 日前 まで

申 請 書 を
提 出



活動 20 日後 まで

活動報告書 を
提 出



行政区口座へ

振込完了



位置図を

添付

活動写真と
領収書を

添付

支給決定通知を

送付

注意点

- ・ 日当や飲食代、他の補助金（県の補助事業や環境美化等）を受け
る場合は、交付対象外です。
- ・ 砂利や生コンなどの原材料は、別途申請ください。
- ・ 重機・ダンプ等操作時の事故やケガは、市民活動保険の対象外な
ので、行政区で別途保険に加入してください。この保険代も交付対
象です。

■ 問い合わせ

八女市役所建設課総務管理係（☎0943-23-1971）